

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

話法の転換における助動詞MUST, HAVE TO と
WILL HAVE TOの用法：「視点」という観点から

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2016-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岡本, 芳和 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学大学院博士課程後期
URL	https://doi.org/10.18956/00006388

話法の転換における助動詞 MUST, HAVE TO と WILL HAVE TO の用法

—「視点」という観点から—

岡 本 芳 和

0. はじめに

英語法助動詞において根源の意味 (root) の *must* と *have to* では、意味がそれぞれ異なる。一般的には、法助動詞 *must* は、話し手の課す義務を表わし、一方 *have to* は、外的要因から生じる義務を表わすものとされている¹⁾。これら2つの助動詞は、話法の転換において、*must* が話し手の義務、*have to* が外的要因から生じる義務を表わすというもともとの意味の違い、「視点」の違いや「ダイクシス」といった語用論的な概念を考慮すると、*must* が *have to* に変化したり、しなかったりする。本稿では、これらの変化が起こるプロセスについて検討してみたい。

(1) a. “You must confine yourself to your room, on pretence of a headache, when your stepfather comes back. ...”

(C. Doyle, *The Speckled Band*) (下線筆者)

b. Holmes said that she must confine herself to her room, on the pretence of a headache, when her stepfather came back and that....

この例では、直接話法における 1a の *must* は、間接話法 1b で *must* のままであると考えられる。従来、法助動詞 (modal) と迂言形 (periphrastic) の違いは、主観性と客観性の違いを表わすものであると言われているが、その違いはどこに視点を置くかによっても関係してくる。それぞれの表現の形式も異なれば、その深層の意味も違ってくると見える。そこで、次のような仮説を立てて、論証する。

- (2) 《直接話法における must が、間接話法の中で must のままで報告されたり、have to や will have to に変化したかたちで報告されるのは、must の命題内容 (=義務の内容) が達成される時間と報告者の視点の違いによる。》

このように話法の転換の中で、法助動詞 must が変化するの、話法の構造の違いがあるからである。そこで、まずその構造の違いについて考えてみたい。

1. 話法の特徴と構造

話法の特徴を述べる前に、なぜ話法が言語行為を使って説明できるのかということについて触れておきたい。人が言った言葉や伝達しようとするメッセージには、それを伝えるもの(話し手)とそれを受け止めるもの(聞き手)が存在する。そこで、話し手が聞き手にメッセージを伝える話法の特徴を、語用論的観点から考えるならば、話し手から聞き手に対して何らかの言語行為が遂行されていると考えることができる。それゆえに、本稿で扱う話法もこの言語行為の一つとしてとらえて分析する。

1.1. 話法の種類

英語の話法には主に直接話法と間接話法の2種類がある²⁾。これら2つの話法は次のように定義される。直接話法とは、伝達部と引用部からなり、報告者 (=reporter) が、話し手から聞き手の発話をそのままの形で、引用符を使って表現したものである³⁾。一方、間接話法とは、報告者が、もとの発話の意味内容をくみ取り表現したものである。つまり、もとの発話は、報告者の判断によって解釈されるため、もとの発話が正確に伝えられているとは限らない。このように、情報伝達の仕方には、2種類の方法がある。これらの話法には、それぞれ話法の視点の違いを考慮することによって、その構造の違いを明らかにすることができる。

1.2. 話法の視点

話法については、いろいろな議論がされてきたが、「視点」という概念から分析したものはほとんどみられない⁴⁾。そこで直接話法と間接話法の違いを「視点」という概念から検討する。澤田(1993: 303)では、つぎのように視点⁵⁾を定義している。

- (3) 「視点」とは、言語行為において、話し手(あるいは書き手)があるべきことを描写しようとする時に話し手(あるいは書き手)自身がしめている空間的 (spatial)、時間的 (temporal)、心理的 (psychological) な位置といった意味である。

澤田(1993: 303)

これをもとに、話法の視点と話法の分析に必要な用語について説明する。これまで、話法の用語の使い方には、曖昧な点が多く見られる。そこで、この用語について整理する必要がある。話法においては、澤田(1993: 303)で定義された「話し手(書き手)」は、それを「報告者」と定義し、統一して用いる。「話し手(=原話者、オリジナルスピーカー)」という用語は、直接話法における登場人物の話し手だけに使われる。そこで視点とそれぞれの話法の関係は、次のような図を用いて説明することができる。横の矢印で示される直線軸は時間軸である。

(4) 話法の視点と用語の定義

I 直接話法

II 間接話法

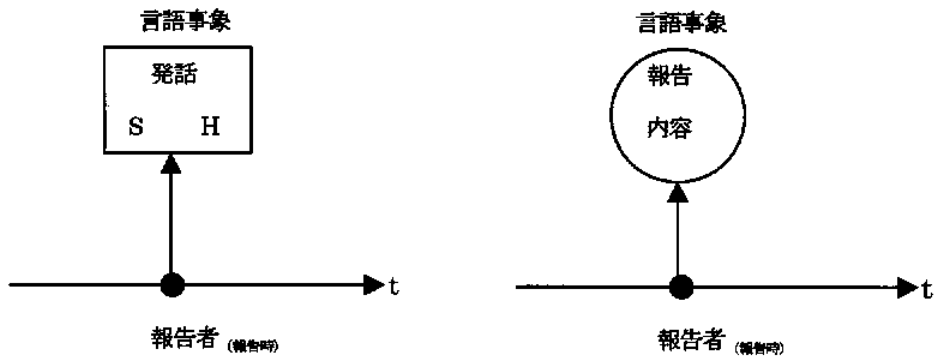


図1

時間軸上に報告者が言語事象をとらえる描写の出発点(Point of Description)がある⁶⁾。直接話法と間接話法では、報告者のとらえ方が異なっている。ここで、直接話法では、登場人物S(話し手)とH(聞き手)を想定する。ここで視点は、引用符でくくられた話をしている話し手にあり、その状態を報告者がスピーカーのような役割をして報告しており、その状態を描写している報告者にも視点があると考えられる。一方、間接話法では、報告者が、報告者の視点から事象をとらえて報告しており、ここでは、報告者の判断によってその事象が描写されていると考えられる。図からもわかるように、報告者のとらえ方が直接話法と間接話法では、異なっているのがわかる⁷⁾。

このように、それぞれの話法では、視点の違いがはっきりとあらわれる。この違いは、表現形式の描写の仕方に大きな影響を与えられられる。以下の例を比較してもわかるように、表現形式にもその違いがはっきりと表われている。

- (5) a. John said to Ann, "Why have you done that?"
b. John asked Ann why she had done that.
- (6) a. Tom said, "I shall go to the library tomorrow."
b. Tom said that he would go to the library the following day.

1.3. 話法とダイクシス

これまで、視点について述べてきたが、話法は、報告者からのものにとらえ方という方向性を位置づけることができる。そこで、報告者の視点でとらえた言語事象の描写方法は、「ダイクシス（直示体系）」として考えることができる。従って、語用論的に考えると、言語行為と文脈の関係が言語構造の中で明示的になるのは、ダイクシスと呼ばれる現象を通してであると考えられる。もともと、ダイクシスとは、「指し示す」というギリシャ語から来たもので、Levinson (1983: 54)は、ダイクシスを次のように定義している⁸⁾。

- (7) Essentially deixis concerns the ways in which languages encode or grammaticalize features of the context of utterance or speech event.

Levinson (1983: 54)

このダイクシスという現象は、「報告者からの描写」という話法の特徴の中で考えると、報告者と言語事象の関係を結ぶ一つの重要な概念であり、報告者から見た発話のとらえ方ということがいえる。従って、話法とダイクシスの関係は、視点と話法を理解する上で、重要な手がかりとなる。以下の例を比較すると、報告者の発話のとらえ方が違っているのがわかるだろう。

- (8) a. "You must have a shave before you go to work," the boss said to Jim.
b. The boss warned Jim that he must have a shave before he went to work.
c. The boss warned Jim that he had to have a shave before he went to work.

直接話法の 8a を間接話法で 8b と 8c の形式⁹⁾で表わすことができる。ここで注目しなければならないのは、must である。8b で must がそのままの形として用いられている点である。一般に must の過去形はない、もしくは、must の過去形がないから have to の過去時制の had to を代用すると言われている。8c で、had to を使うとやや少し違った意味合いが含まれているように感じられる。8b では、報告者もボスの態度に同調している¹⁰⁾意味合いが感じられるが、8c では、報告者は、客観的にボスの発話を報告しているにすぎない。

ここで、報告者が間接話法の中で、視点の違いから助動詞を選んでいる、つまり *must*, *have to* と *will have to* のどれかを選んで描写しているとするならば、どのようなことが考えられるのだろうか。これを検証するにあたって以下の図を話法における助動詞 *must* の分析のモデルとして提案する。基本的に、*X* は話し手 (= 義務を課す者) で、*Y* は聞き手 (= 義務を負う者) を示しており、*Z* は報告者を表わしている。ここで *X* は、話し手だけでなく、神、法律、習慣、文法、注意書き、自然なども含まれる。*X* が *Y* に義務を課し、それを *Z* が報告するというかたちになる。報告者が *X* の側に立って報告するのか (図2)、或いは、*Y* の側に立って報告するのか (図3) によって被伝達部で *must* を使うか *have to* を使うかあるいは、*will have to* を使うのかが決定される¹¹⁾。

(9) 話法における *must* の分析モデル

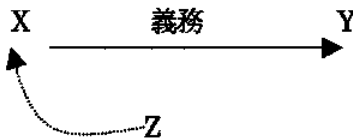


図2

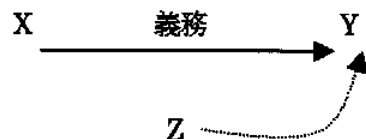


図3

2. *must* の問題点

話法の転換における *must* の分析を行う前に、ここでは、話法の転換の中で法助動詞 *must* がもっている難しさについて考える。法助動詞 *must* が話法の転換の中でもたらず難しさは、この *must* には、「時制の一致 (sequence of tenses)」という規則をあてはめる時に使う過去時制の形式がないと言われているからである。間接話法において、伝達部が過去時制 (過去進行相、過去完了相を含む) の場合、時制の一致の原則を簡単にまとめてみると、次のようになる。

- (10) 伝達部 (時制が過去) 被伝達部 (現在が過去へバックシフト)
(過去が過去完了へバックシフト)

2.1. 時制の一致の規則

基本的に伝達部の動詞が過去時制の時は、時制の一致を受けると言われている¹³⁾。しかしながら、伝達部の動詞が過去形であっても、この時制の一致の規則が適応しないことがある

(Costa 1972, 安藤 1983)。Costa (1972: 46)や安藤 (1983: 250-251)は、時制の一致を受けない動詞 (A 動詞) と時制の一致を受ける (B 動詞) をあげている。本稿の例文で多く扱われている伝達動詞 say は、A 動詞に含まれている¹⁴⁾。

- (11) a. Jack said, "I love Susan."
b. Jack said that he loved Susan.
c. Jack said that he loves Susan.

11a の直接話法を間接話法で表現する時には、上の例に示したように、11b と 11c の 2 通りの方法で表現できる。安藤 (1983: 248)¹⁵⁾は、この時制の一致について次のような原則を提示している。

(12) 時制の照応の原則

発話時を基準時として従属節の時制が選ばれる場合は、時制の照応は生じない。一方、主節の時制の示す時 (= 事件時) を基準時として従属節の時制が選ばれる場合には、時制の照応が生じる。

安藤 (1983: 248)

この原則と(11)で示した例文は、どのように関係してくるのであろうか。これには、直接話法で伝達される発話を間接話法で報告する時の報告者のその発話に対する態度が関係していることが考えられる。報告者の心的態度をもとに 11b と 11c の違いを考えると、前者は、伝達部 (= 主節) の時制を基準時として被伝達部 (= 従属節) で過去時制を選んでいる。これは、報告者が、客観的に直接話法の発話をとらえ、単に報告しているだけである。一方、後者は、発話時を基準時として被伝達部で現在時制を選んでいる。これは、報告者が伝達時でも発話が真であることを前提として (報告者が自分の視点で) 報告していることを表わしている。

2.2. Declerckの時制理論

Declerck (1991: 86) では、話し手は、時間を 2 つの時間領域 (過去時領域 (past time-sphere) と現在時領域 (present time-sphere)) にわけられるものとしてとらえていると述べている。この過去時制領域とは、完全に発話時以前に起こるものとしてとらえる時制領域のことである。一方、現在時制領域とは、発話時を含む時間領域のことであり、発話時をもとにして、現在前時領域 (pre-present sector)、現在時領域 (present sector)、現在後領域 (post-present sector) の 3 つにわけられている。さらに、興味深いことに次のように述べている。

- (13) Situations that precede TU (=time of utterance) are located either in the past time-sphere or in the pre-present sector. If they are located in the pre-present it means that the speaker is somehow thinking of the present when reporting the past situation.

(Declerck 1991: 66)

このように、過去の出来事を描写する時にも、話し手は現在時制を使って心理的には現在の出来事のようにとらえていることもあるということである。このように考えると、話法では、報告者が間接話法を使って、発話を報告する時に、その発話内容に対して心理的なかわりあい (psychological commitment) をもって報告していることが考えられる。

2.3. Langacker (1991)

Langacker (1991: 256) では、間接話法の被伝達部にみられる法助動詞 (reported modals) について認知文法に則った興味深い考察を示している。以下に見られる文は、時制の一致の規則として本来考えられてきたものである。

- (14) a. Jill said that she would finish yesterday.
b. Jill said that she might help us tomorrow.

Langacker (1991: 256)

これは、Jill の実際の発話が I will finish Thursday や I may help you Saturday (今日が金曜日だと仮定するならば) であったと考えることができる。時制の一致の規則によって will が would、may が might になったと考えられる。Langacker (1991: 257) では、このような時制の一致の問題としてとらえるのではなく、遠隔性と近接性の叙述 (distal/proximal predications) の組み合わせが主節と従属節の中でおこり、それぞれの組み合わせが結果として異なった意味を生むとしている。

- (15) a. Jill says she may help us. [PROX, PROX]
b. Jill says she might help us. [PROX, DIST]
c. Jill said she may help us. [DIST, PROX]
d. Jill said she might help us. [DIST, DIST]

Langacker (1991: 257)

このように考えると、本稿で問題にしている must はどのようになるのだろうか。Langacker

にも指摘されているが、法助動詞 *must* は、*distal form* をもっていないということからその活用形の一部を欠いたものであるかどうかという点や、さらに *proximal form* と *distal form* がたまたま音韻的に区別がつかないという点が問題としてあげられる。そこで、次のような例をあげて説明している。

(16) *Zelda said that we must come see her.*

Langacker (1991: 258)

この文において被伝達部の *must* には、*proximal* の解釈しか与えられない (= 報告者の視点) として、次のようなペアにおいて、後者の非文法性を指摘している (詳しい議論は、Langacker 1991: 256-261 を参照)。

(17) a. *Zelda said that we must come see her tomorrow.*

b. **Zelda said that we must come see her yesterday.*

Langacker (1991: 258)

Langacker は、この *must* について *distal* な変項はもたず、*proximal* の解釈しかないと結論づけている。つまり、報告者の発話に対する態度 (我々が *Zelda* に会いに行かなければならないことに対する態度) が報告時でも真であるということを意味しているとしか考えることができない。Langacker の議論の中で、この *must* が、報告時において心理的に近いかたちである *proximal* という結論は妥当であり、本稿での議論に近いかもしれない。しかし、Langacker の分析では、間接話法の中で報告された *must* のみを扱っているために、直接話法の *must* が間接話法でどのように報告されるのかというパラレルなものの指摘は見当たらない。

2.3. 話法の転換における *must* の困難な点

1.2. で述べたように、直接話法には、話し手と報告者の2つの視点があり、一方間接話法には、報告者のみに視点があることを指摘した。このことから考えて、直接話法における引用符で表わされる話し手の使っている (話し手から見た) 時制と報告者が使っている (報告者から見た) 時制は、全く関係してないというわけではないが、別々のものであるということになる。これに対して、間接話法では報告者が報告者の視点から描写していることになり、報告者がどれだけ忠実に直接話法での発話を間接話法において伝達しているかということになる。間接話法では、報告者の視点を保ちつつ、話し手の視点も取りいれているので、報告者の忠実性の度合いが関係してくる。このことが、文全体を報告する時に時制の形式にも反映されている。従

って、本稿の議論の中心になる話法の転換における *must* についても、どれだけ直接話法で表わされる義務を課す話し手 (X) の態度にかかわって、それを報告者 (Z) が間接話法で伝達しているのかが問題になる。

(18) a . Park notice: Dogs must be kept on a lead.

b . The park notice said that dogs must be kept on a lead.

(Thomson & Martinet 1986³: 128)

この例では、18a でこの規則を作った話し手 (X) の意図を報告者 (Z) がくみとって、18b でそのまま *must* を使って報告していると考えられる。このように、話法における時制の一致の問題は、報告者の心理的なかわりあいが大きく関係してくる。しかし、次のような例もみられる。

(19) a . Tom said, 'I must be there by nine tomorrow.'

b . Tom said that he must / had to / would have to be there by nine the next day.

(Thomson & Martinet 1986⁴: 287)

この例において、19b のように間接話法では、3種類の表現ができる。これは、報告者の心理的なかわりあいも大きく関係するのだが、*had to* や *would have to* での表現には明らかに話し手 (X) の心理状況に報告者が、完全にかかわっていないことがわかる。次のセクションでは、これを具体的にもう少し深く「視点」という観点からこの問題を考えてみる。

3. 話法における *must* の考察

以上述べてきたことをふまえて、話法の中で使われる *must* について分析を始める。直接話法での *must* が、間接話法においてどのようなかたちで表現されるのかに関して、3つのパターンに分類した。それら3つのパターンとは、① *must* が変化しない場合 (3.1)、② *must* が *must*、*have to*、*will have to* との3種類に変化する場合 (3.2)、③ *must* が *must* か *will have to* の2種類に変化する場合 (3.3) である。ここでの要点は、直接話法の *must* が間接話法の中でどのようなかたちで報告されるのかというその過程に注目することである。

3.1. *must* が変化しない場合

Thomson & Martinet (1986⁴: 286) では、永久的命令や禁止や意図を表わす *must* は、間接話法の中でも変わらないとある。なぜこれが変化しないのかについての説明は見られない。

- (20) a . He said, 'This door must be kept locked.'
b . He said that the door must be kept locked.

(Thomson & Martinet 19864: 286)

ここで、なぜ間接話法で *must* のままであるのかということが問題になろう。直接話法において、話し手の発話が、命令であるとするならば、この命令は話し手である He(X) の出した命令になる。伝達部は報告者の視点、引用部は話し手の視点であるために、この発話の命令は、話し手の命令になることがわかる。間接話法では、視点が報告者であって、報告者の視点からの描写になる。しかし、この命令をした人(X)の絶対的にそうでなければならないという義務を課す X の主観的な考えが強いので、それを報告者が読み取って、ここで *must* を変化させずに使っていると考える。これは、報告者の主観で変化させることができない。言い換えれば、それは、報告者が出した命令ではないということになる。先程の(18)の例を含む以下(21)～(24)¹⁶⁾に見られる例にも同様なことが言える。

- (21) a . 'Application forms must be returned to this office within 15 days.'
b . The advertisement stipulated that application forms must be returned to this office within 15 days.

(Graver 19863: 46)

- (22) a . "We must sit without a light. He would see it through the ventilator."
(C. Doyle, *The Speckled Band*)
b . Holmes said to me that we must sit without a light and that he would see it through the ventilator.

- (23) He had been out with his serving-man in the morning at Ross, and he had told the man that he must hurry, as he had an appointment of importance to keep at three.

(C. Doyle, *The Boscombe Valley Mystery*)

- (24) a . Notice: Passengers must not lean out of the window.
b . The notice said that passengers must not lean out of the window.

(Thomson & Martinet 1986³: 129)

これらの例にみられるものは、すべて話し手(X)(=注意書きなので書き手といった方が望ましい)の作った規則であると考えられる。付け加えて、次の(25)の例に見られるような話し手の意図を表わす発話においても同様なことが言える。その意図は、話し手、すなわち義務を課す者 X が、考えた意図であって、報告者から生じた意図ではない。

- (25) a. He said, 'We must have a party to celebrate this.'
 b. He said that they must have a party to celebrate it.

(Thomson & Martinet 1986³: 129)

これを X、Y、Z の 3 者を使って図に表わしてみると以下の図ようになる。報告者(Z)は、話し手(X)の側に視点を置いてこの文を報告していることがいえる。

(26)



図 4

must が変化しない過程をまとめると次のようになる。1つ目として、X の言語行為の力が強く、命令ならばそれは絶対的であるために変化しない。2つ目として、一般的規則や注意書きや X のたてた命令はその義務を課す X のつくったものなので Z はそれを報告する時に、それを変化させて用いることはできない。このように、報告者が作った命令や規則ではないので、それを報告者の選択で、must を変化させて報告することはできないのである。

3.2. must が must、have to、will have to の 3 種類に変化する場合

次に、直接話法での must が間接話法において must, have to, will have to の 3 種類に変化する場合について考える。この種で用いられる must の文は、3.1.で見られる「命令」や「規則」と違って、話し手が must を使った義務表現の叙述文になり、それを報告者が描写するという形式になっている。一般に、must によって課せられる義務は、発話時に生じる。直接話法の中で使われる must を間接話法で表現する時に、視点をどこに置くかによって、報告者が、どの助動詞を選択するかが異なってくる。注意しなければならないことは、ここで扱われる発話の内容は、義務の達成が近い未来に起こるものとして考えられる場合である。

- (27) a. Tom said, 'I must be there by nine tomorrow.'
 b. Tom said that he must / had to / would have to be there by nine the next day.

(Thomson & Martinet 1986⁴: 287)

- (28) a. He said, 'I must leave for London at six a.m. tomorrow.'
 b. He said that he must / had to / would have to leave for London at six a.m. the following day.

これらの例では、3種類に書き換えが可能であり、それぞれ意味の違いがある。すなわち、その違いは報告者の視点の違いが出ていると思われる。まず、(25)の例では、間接話法において must を用いるならば、報告者は、X の側に立って、つまり、視点を X において描写にしていると考えられる(図5)。「彼は翌日の6時にロンドンに向けて出発しなければならない」という話し手の考えについて、報告者も報告時にその義務が当然のこととして考えているということの意味している。この must は、話し手の使った must をそのままのかたちとして報告者が使っていると考えられる。

(29)

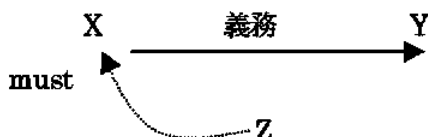


図5

これと対照的に用いられるのが、had to と would have to になる。これらが使われるのは、報告者が間接話法で描写する時に、X の側に視点を置いていない客観的な報告の形式をする時である。これら2つの項目では、報告者は Y の側に視点を置いて描写している。そして、報告者が had to を使うならば、報告時までその義務が達成されたということを報告者が読み手に伝達しようとしていることを含意している。この2つの項目を選択する場合、次のような図になる。

(30)

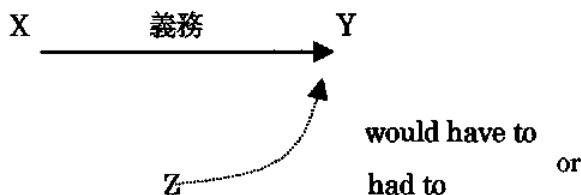


図6

must が must、have to、will have to の3種類に変化する過程をまとめると次のようになる。1つ目として、must のままで報告される時は、報告者は X の側に視点を置いて発話を描写している。2つ目として、had to や would have to を使う場合は、must の時と対照的に用いられ、報告者は Y の側に視点を置いて描写している。3つ目として、had to や would have to の選択は、報告時に義務内容が達成されているのかどうかということに関する。

3.3. must が must、would have to の2種類に変化する場合

最後に must が must、would have to の2種類に変化する場合について考えてみる。前のセクションでも述べたように義務は発話時に生じる。ここでも議論の焦点になるのは、義務が達成される時間とその種類である。ここで区別されるのは、その義務が発話時よりも後の未来の条件、もしくはその発話時から見て遠い将来かもしくは不確かな時間に生じる時に限られている。この場合、報告者が視点をどこに置くかによってここでの項目である must か would have to のどちらかが選択されることになる。

(31) a . He said, 'If what you say is true I must go to the police.'

b . He said that if what she said was true he must / would have to go to the police.

(Thomson & Martinet 1986³: 129)

(32) a . His mother said, 'Taro must work harder next spring.'

b . His mother said that Taro must / would have to work harder next spring.

(33) a . The official said, 'This passport photo isn't like you at all. You must have another one taken.

b . The official said that the passport photo wasn't like her and that she must / would have to have another one taken.

(Thomson & Martinet 1986³: 129)

上に見られる例で、直接話法における発話の内容をみていくと、ここで課される義務は、発話時よりも遠い未来、もしくは不確かな未来時に遂行されることが明確である。(31)の例では、ifを用いた条件節がそれを表わし、(32)の例では、next springがそれを表わしている。(33)の例では、引用符内での最初の発話 (This passport photo isn't...) とそれに続く発話には、時間の開きがあり、義務が達成されるのは不正確な時間であると考えられる。ここで、報告者が must を使うならば、X側に立って、つまり、Xの方に視点を置いて描写していることが考えられる (図5と同じ)。一方、would have to を使うならば、Xに視点を置かず、Yの側に立って描写していることが考えられる。

(34)

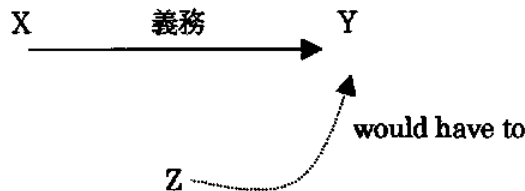


図7

must が must、would have to の 2 種類に変化する過程をまとめると次のようになる。1 つ目として、義務の達成が、条件節などをともなう未来、遠い未来、もしくは不確かな未来時に生じる場合である。2 つ目として、報告者が must を使った場合、X の側に視点を置いて描写している。3 つ目として、報告者が would have to を使った場合、Y の側に視点を置いた描写になる。

4. まとめ

話法の転換における法助動詞 must について論じてきた。ある義務表現の発話を報告する時に、直接話法と間接話法とでは、それらの構造の違いと視点の違いから、発話の中で見られる must が must のままであったり、have to や will have to に変化したりする。間接話法では、報告者の視点で言語事象が描写されるために、報告者がどこに視点を置くかによってその描写の仕方が異なる。それをよりわかりやすく証明するために、図 2 のように X、Y、Z の 3 者を想定し、報告者が置く視点の場所を示した。間接話法で must を変化させずに用いる場合は、報告者の X の側に視点を置いた描写の仕方になる。それ以外の 2 つの項目においては、義務の生じた X の側からではなく、Y の側から報告者がとらえた描写の仕方になる。このように報告者の視点の置く場所によって、話法の中で表現形式の違いを説明することができた。最後に、must のように過去時制の形式のない助動詞についてもこれからの課題として考えていかなければならない。さらに、must に関して、間接話法からいかにしてもとの発話を再現するのかという問題が、本稿を書き終えるにあたって生じてきた。これは、別の機会に論じることにする。

注

- 1) Coates 1983, Declerck 1991, Leech 1987², Swan 1995², Thomson & Martinet 1986⁴などを参照。
- 2) 本稿では、自由間接話法については議論しないことにする。直接話法と間接話法の定義については、以下の文献にも同じような記述がみられる。(Banfield 1982, Coulmas 1985, Declerck 1991a, Inoue 1985, 井上 1988, 岡田 1982, Quirk *et al.* 1985, Swan 1995², 高原 1983, Thomson & Martinet 1986⁴, 内田 1979, Uchida 1980, Wierzbicka 1974)
- 3) 但し、文学作品などで、談話の流れの中で伝達部がわかる時はよく省略されることがある。
- 4) 話法における視点の言及には、Banfield (1982) と高原 (1983) がある。高原 (1983: 33) は、間接話法の視点について述べている。
- 5) 「視点」についてのその他の言語学的研究は、毛利 1980, Kuno 1987, 田窪 (編) 1997などを参照。
- 6) Langacker (1991: 256) の言う“ground”という概念と等しい。

- 7) 詳しくは、第2回需用論学会(1999)での PROGRAMS & ABSTRACTS を参照。そこでは、話し手と報告者の言語使用領域について説明している。
- 8) ダイクシスのカテゴリーとして、Levinson (1983) には、①人称 (person)、②時 (time)、③場所 (place)、④談話 (discourse)、⑤社会的 (social) の5つがあげられている。まとめると以下のように表わされている。

Levinson (1983) におけるダイクシスの5つ範疇化

- ①人称 (person)・・・会話の参加者の役割における文法化
- ②時 (time)・・・発話時に関する文法化
- ③場所 (place)・・・発話の時点と場所の指定に関する文法化
- ④談話 (discourse)・・・発話を含む談話のある一部に言及するための表現用法に関する文法化
- ⑤社会的 (social)・・・会話の参加者の社会的立場づけ及び、その間の社会的関係に関する文法化

- 9) 社会的なダイクシスから見ると、この発話における発語内の力が警告を表わしている。従って、直接話法での引用符の中で示される伝達内容を報告者はとらえて、間接話法で伝達動詞 **warn** を用いて報告している。
- 10) R. Lakoff (1972) のいう “sympathy” である。
- 11) 間接話法では、バックシフトにより変化するので、**must**、**have to**、**will have to** はそれぞれ **must**、**had to**、**would have to** になる。
- 12) 主節が現在時制であるときは、以下のように時制の一致は生じない。

Mary says that

- a. she goes for a walk every day.
- b. she is going for a walk now.
- c. she went for a walk yesterday.
- d. she will go for a walk soon.
- e. she has just gone for a walk.

- 13) 学校文法では、普遍的真理、現在の事実や習慣、歴史的事実や仮定法は時制の一致の原則を受けないとされている。これらは、前提条件として真であるということからこの原則を受けないとも言える。
- a. They said that the earth goes round the sun.
 - b. I noticed that there are many people who need to help in the world..
 - c. The teacher told us that Columbus discovered America in 1492.
 - d. He said that if he came into a fortune he'd give up working.
- 14) 話法の特徴は、何か言うもしくは、何かを言ったことを伝えるということである。そして前述したように話法を言語行為としてとらえ、「言う」という伝達機能から、伝達動詞 **say** を基本型として考え

ている。

- 15) 安藤(1983)では、本稿で扱う「時制の一致」を「時制の照応」と呼んでいる。
- 16) これは、禁止を表わす文である。これまでの分析方法で説明できるが、must not は、それ自体禁止を表わすので、これを have to に変化させてしまうと意味が変化してしまう。従って、報告者はそのまま must を使ったものと考えられる。

参考文献

- 安藤 貞雄. 1983. 『英語教師の文法研究』. 東京: 大修館書店.
- Banfield, A. 1982. *Unspeakable Sentences: Narration and Representation in the Language of Fiction*. Boston, Mass.: Routledge & Kegan Paul.
- Coates, J. 1983. *The Semantics of the Modal Auxiliaries*. London: Croom Helm.
- Costa, R. 1972. 'Sequence of Tenses in *that*-clause', in P.M. Peranteau, J.N. Leviand G.C. Phares (eds), *Paper from the eighth regional meeting Chicago Linguistic Society*, 41-51 Chicago: Chicago Linguistic Society.
- Coulmas, F. 1985. 'Direct and indirect speech: general problems and problems of Japanese.' *Journal of Pragmatics* 9 41-63.
- Declerck, R. 1991a. *A Comprehensive Descriptive Grammar of English*. Tokyo: Kaitakusha.
- . 1991b. *Tense in English: Its Structure and Use in Discourse*. London: Routledge.
- Fillmore, C. 1997. *Lectures on Deixis*. California: CSLI publications.
- Graver, B. D. 1986³. *Advanced English Practice Grammar*. Oxford: Oxford University Press.
- 井上 永幸. 1985. "Discourse-Orientedness of Direct Speech and Coherence of Direct Quotes," *Studies in English Linguistic & Literature* 2, 61-68.
- . 1988. 「挿入節としての直接話法の伝達部」. 『現代の言語研究』(六甲英語学研究会)金星堂, 274-286.
- Kuno, S. 1987. *Functional Syntax: Anaphora, Discourse and Empathy*. Chicago: University of Chicago Press.
- Lakoff, R. 1972. The pragmatics of modality. *CLS*, 229-246.
- Langacker, R. W. 1991. *Foundations of Cognitive Grammar, vol.2: Descriptive Applications*. Stanford: Stanford University Press.
- Levinson, S. C. 1983. *Pragmatics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Leech, G. N. 1987². *Meaning and English Verb*. London: Longman.
- 毛利 可信. 1980. 『英語の語用論』. 東京: 大修館.
- 岡田 伸夫. 1982. 「直接話法と間接話法」. 『京都教育大学紀要』. Ser. A, No. 60, 173 - 192.
- 岡本 芳和. 1999. 「話法の伝達動詞と引用部の関係-語用論的アプローチ」. 『日本語用論学会第2回(1999年度)大会 PROGRAMS & ABSTRACTS』.

- Quirk, R. et al. 1985. *A Comprehensive Grammar of the English Language*. London: Longman.
- 澤田 治美. 1993. 『視点と主観性』. 東京: ひつじ書房.
- Searle, J. 1977. 'A classification of illocutionary acts.' In Andy Rogers, Bob Wall and John P. Murphy (Eds.), *Proceeding of the Texas Conference on performative, Presuppositions, and Implicatures*, Washington, DC: Center for Applied Linguistics, 27-45.
- . 1979. *Expression and Meaning*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Searle, J. & Vanderveken, D. 1985. *Foundations of illocutionary logic*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Swan, M. 1995³. *Practical English Usage*. Oxford: Oxford University Press.
- 高原 脩. 1983. 「英語話法の語用論的機能」. 『神戸外大論叢』. 第34巻第4号, 27 - 54.
- 田窪 行則 (編). 1997. 『視点と言語行動』. 東京: くろしお出版.
- Thomson, A, J. & Martinet, A,V. 1986⁴. *A Practical English Grammar*. Oxford: Oxford University Press.
- . 1986³. *A Practical English Grammar. Exercises 2* Oxford: Oxford University Press.
- 内田 聖二. 1979. 「直接話法と伝達動詞」. 『語法研究と英語教育』. 創刊号. 22-34. 京都: 山口書店.
- Uchida, S. 1980. 'Direct Quotes and Speech Acts,' In Konishi (ed.) *Gengo-Kenkyu no Shoso [Aspects of Language Studies]*. Tokyo: Kenkyusha, 246-256.
- Vanderveken, D. 1990. *Meaning and Speech Acts Volume 1*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Wierzbicka, A. 1974. 'The semantics of direct and indirect speech.' *Papers in Linguistics* 7 (3/4), 267-307.